

# 大阪市介護予防教室(なにわ元気塾)事業 業務委託(概算契約)委託先事業者募集要項

令和7年12月

大阪市

事務局	：	大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課
住所	：	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 (大阪市役所2階)
電話	：	06-6208-9957
FAX	：	06-6202-6964
E-Mail	：	kaigoyobou@city.osaka.lg.jp

## 第1章 事業の概要

### 1 委託業務名称

大阪市介護予防教室（なにわ元気塾）事業業務委託（概算契約）

### 2 契約期間

令和8年4月1日（契約締結日）から令和9年3月31日まで

### 3 事業の目的

閉じこもりがちな高齢者等を始めとするすべての高齢者が、年齢を重ねても自分らしくできる限り自立した生活が送れるよう、定期的にフレイル予防、介護予防（以下「介護予防等」という。）に資する教室を開催することにより、地域の人と交流の機会をもつことで生活空間を広げ、認知機能や生活全般の活性化を図る。また、大阪市介護予防教室（なにわ元気塾）事業（以下「本事業」という。）への参加をきっかけとして外出の機会が増えるなど、高齢者が要支援、要介護状態になることをできる限り予防し自立した活動的な生活を送ることができるよう支援する。

### 4 委託業務実施内容

別紙「仕様書」を参照すること

## 2章 応募について

### 1 応募資格

本事業の業務を実施することができる法人で、次の（1）～（6）の全てを満たす法人であること。

- (1) 区保健福祉センター、地域包括支援センター、民生委員及び地域住民団体等と連携した高齢者支援の実績を有すること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること
- (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (6) 役員等（その法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（法第2条第6号に規定するもの）又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する「暴力団密接関係者」に該当する者がいないこと

### 2 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

- (1) 審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 受付期間内に提出書類等が提出されない場合
- (4) 本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) その他結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

### 3 応募事業者向け説明会

本事業の目的や内容等について詳細に説明するため、応募事業者は可能な限り参加すること。

- (1) 開催日時

令和7年12月17日（水） 13時30分～14時30分（予定）

- (2) 実施方法

オンライン（Microsoft Teams）による開催

- (3) 参加申込

大阪市ホームページから「大阪市介護予防教室（なにわ元気塾）事業応募事業者向け説明会参加申込書」をダウンロードし、法人名、所在地、参加者名、連絡先等の必要事項を明記のうえ、電子メールにて、「件名」に「大阪市介護予防教室（なにわ元気塾）事業応募事業者向け説明会参加申込」と明記して以下のアドレスまで送信し、メール送信後は、送信確認のため電話連絡すること。

なお、郵送等・FAXなど他の方法による受付は行わない。

送信先Eメール：kaigoyobou@city.osaka.lg.jp

ア 説明会参加申込のメール受付期間

公募開始日から令和7年12月16日（火）17時まで

イ 説明会資料

申込のあった事業者へ事前に資料データを送付する。

なお、説明会終了後は速やかに大阪市ホームページへ掲載する。

### 4 質問事項

質問事項がある場合は、「大阪市介護予防教室事業受託事業者募集に関する質問票」に記入のうえ、令和8年1月6日（火）17時30分までに大阪市福祉局地域包括ケア推進課あて電子メールにて送付すること。なお、受け付けた質問に対する回答は、大阪市ホームページにて行う。

### 5 応募方法

- (1) 応募書類

「大阪市介護予防教室（なにわ元気塾）事業委託先事業者応募書類」のとおり

※ただし、追加書類の提出を求める場合がある。

- (2) 受付期間

公募開始日から令和8年1月30日（金）のうち

土曜日・日曜日・祝日、12月29日から1月2日を除く9時30分から17時00分まで  
(ただし、12時15分から13時までの時間帯を除く)

(3) 提出場所

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所2階  
大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課 電話 06-6208-9957

(4) 提出必要部数

応募書類 正本1部

※応募書類は穴をあけてA4フラットファイルに綴り、項目ごとにインデックスを貼り提出すること。

(5) その他注意事項

- ・応募書類提出の際は、提出方法・提出日時及び担当者を事前に地域包括ケア推進課へ連絡すること。
- ・応募書類に修正があった場合は、速やかに対応し再提出すること。

### 第3章 業務委託料・契約等について

#### 1 業務委託料

業務委託料については、事業の実施回数及び参加人数（第1号被保険者）により算定することとし、次の（1）及び（2）の合計金額とする。

（1） 教室の開催回数に29,000円を乗じた金額

※1事業者が同月内に同一地域で同一の参加登録者を対象に複数回実施した場合の業務委託料は請求できない。ただし、延期による振替開催の場合はこの限りではない。

（2） 参加人数（第1号被保険者）に110円を乗じた金額。

※上記業務委託料については取引にかかる消費税及び地方消費税の額を含む。

※業務委託料の金額は、発注者の令和8年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

※令和8年度予算が成立しない場合は、本応募については無効とする。

#### 2 業務委託料の支払い

委託料は確定払いとし、毎月の履行確認後支払いを行う。

#### 3 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

#### 4 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。

なお、契約の締結に際し、万一、受注者の応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

## 5 契約保証事項

本契約の締結にあたっては、「大阪市契約規則」第37条の規定に基づき、契約保証金（契約金額の100分の5）の支払いが必要となる。ただし、大阪市契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。また、保証人は不要とする。

## 第4章 事業開始承認について

### 1 応募書類提出後

発注者は、応募事業者から提出のあった応募書類について、本募集要項に記載する内容に係る審査を行う。その結果、審査要件を満たすすべての応募事業者あてに本事業の受託を決定する旨の通知を行う。また、資格要件を満たさない事業者には受託を決定しない旨の通知を行う。

### 2 受託予定法人との協議・契約

発注者は、上記により受託決定の通知を行った事業者と委託契約を締結する。

なお、事業開始承認後の辞退は原則として認めない。また、受託の辞退により発注者に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

### 3 業務の準備等

令和8年4月1日（水）（契約締結日）から円滑に業務を開始できるようにするため、それまでに業務の準備、事業計画書の作成等を行うこととする。

なお、受託予定法人の事情により業務が実施出来なくなった場合においても、準備のために支出した費用等について発注者は補償しない。

## 第5章 その他

### 1 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募法人の負担とする。

### 2 応募書類の取り扱い

応募書類は返却しない。

なお、応募書類は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報を除いて、情報公開の対象となる。

## 第6章 スケジュール（予定）

令和7年12月10日（水）	公募開始
令和7年12月16日（火）	応募事業者向け説明会参加受付締切
令和7年12月17日（水）	応募事業者向け説明会
令和8年1月6日（火）	質問受付締切
令和8年1月16日（金）	質問事項・回答 ホームページ掲載
令和8年1月30日（金）	応募書類受付締切

令和8年2月中旬	事業者決定通知
令和8年3月16日（月）	参加登録者名簿（様式2）、実施計画書（様式4）提出締切
令和8年4月1日（水）	契約締結・業務開始
令和9年3月31日（水）	事業完了

## 第7章 事務局(提出及び問い合わせ先)

住所 : 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所2階  
大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課

電話 : 06-6208-9957

FAX : 06-6202-6964

E-Mail : [kaigoyobou@city.osaka.lg.jp](mailto:kaigoyobou@city.osaka.lg.jp)